

第8編 議会・行政委員会等

市 議 会

選 挙 管 理 委 員 会

監 査 委 員

公 平 委 員 会

農 業 委 員 会

固定資産評価審査委員会

第1章 市議会

議会局

第1節 市議会議員

- 1 議員数 条例定数 26人(平成31年4月21日の選挙から適用)
現員数 26人

- 2 会派等及び党派別構成 令和元年7月1日現在

会派名等	人数	常任委員会				議会運営委員会
		総務経済	環境厚生	教育民生	都市建設	
清風クラブ	8	2	1	2	2	2
公明ひらつか	5	1	1	2	1	1
湘南フォーラム	3	1	1	1		1
日本共産党平塚市議会議員団	2		1	1		
無所属	8	3	2		3	
計	26	7	6	6	6	4

注：議長は常任委員を辞任しているため委員会の合計数と総数は合致しない。

- 3 当選回数別議員数 令和元年7月1日現在

回数	1	2	3	4	5	6	7
人数	5	2	2	3	8	4	2

第2節 議会予算

1 議会費予算

(単位 千円)

節	30年度(当初)	31年度(当初)	比較
報酬	170,484	159,440	△11,044
給料	52,770	54,040	1,270
職員手当等	108,164	106,307	△1,857
共済費	82,521	81,068	△1,453
報償費	146	146	0
旅費	3,287	3,171	△116
交際費	300	300	0
需用費	5,361	5,859	498
役務費	450	516	66
委託料	11,060	12,612	1,552
使用料及び賃借料	663	1,762	1,099
備品購入費	70	70	0
負担金、補助及び交付金	25,188	23,570	△1,618
計	460,464	448,861	△11,603

2 議員報酬

(単位 円)

月額(適用年月日 平成16年4月1日)		
議長	副議長	議員
615,000	540,000	502,000

3 行政視察費

- (1) 行政視察旅費(年間限度額/1人) 常任委員会 70,000円、議会運営委員会 70,000円
- (2) その他 会議出席の費用弁償の制度はない

4 政務活動費

政務活動費は、地方自治法により地方議会の活性化、議員の政策立案能力の向上を図るため法制化されたものである。本市でも政務活動費に関する条例を定めている。

条例では、議員の調査研究に資する必要経費や政務活動に関する費用の一部を補助することとしており、月額1人5万円を年度当初に一括して(年額分60万円)議員個人へ交付している。また、これとは別に海外視察を行う場合は1人当たり年額24万円を限度に政務活動費を交付している。

第3節 組織

1 常任委員会

(1) 所管事項

ア 総務経済常任委員会

企画政策部、総務部、産業振興部、公営事業部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項

イ 環境厚生常任委員会

福祉部、健康・こども部、福祉事務所、環境部、市民病院の所管に属する事項

ウ 教育民生常任委員会

市民部、教育委員会の所管に属する事項

エ 都市建設常任委員会

防災危機管理部、まちづくり政策部、都市整備部、土木部、消防本部の所管に属する事項

(2) 任期 委員会条例により1年

(3) 常任委員会活動状況

委員会	会議日数		開議時間	
	29年	30年	29年	30年
総務経済	5	5	6時間55分	7時間25分
環境厚生	6	6	14時間11分	12時間33分
教育民生	5	5	8時間47分	9時間40分
都市建設	5	5	7時間28分	12時間04分
計	21	21	37時間21分	41時間42分

2 議会運営委員会

委員は、3人以上の議員を有する会派から選出し、選出人数は会派所属議員3人につき1人とする。委員会には正副議長も出席し、議会運営その他議長の諮問事項について協議している。

(1) 活動状況

会議名	会議日数		開議時間		増減比較	
	29年	30年	29年	30年	日数	時間
議会運営委員会	21	18	9時間34分	8時間03分	△3	△1時間31分

3 特別委員会

(1) 決算特別委員会

毎年度、決算審査のため特別委員会を設置している。委員は議会運営委員会と同様に会派構成に応じて選出している。平成30年度は、6人の委員で審査がなされた。

(2) 特別委員会活動状況

委員会	会議日数		開議時間		増減比較	
	29年	30年	29年	30年	日数	時間
決算特別委員会	3	3	10時間12分	9時間51分	0	△21分

第4節 議会運営

1 議会開議状況

会議の種類	会 期		会議日数		開議時間		傍聴人数		
	29年	30年	29年	30年	29年	30年	29年	30年	
定例会	第1回(3月)	29	30	6	6	19時間58分	21時間16分	113	51
	第2回(6月)	26	24	6	6	16時間37分	17時間33分	65	127
	第3回(9月)	27	25	6	6	16時間54分	17時間23分	55	101
	第4回(12月)	24	24	6	6	19時間11分	19時間20分	45	64
計	106	103	24	24	72時間40分	75時間32分	278	343	
臨時会	1	1	1	1	1時間06分	9分	2	0	
合計	107	104	25	25	73時間46分	75時間41分	280	343	

2 付議案件 (平成30年)

(1) 本会議付議案件数

案件	市長提出案件										議会提出案件等					その他		計	
	条 例	予 算	決 算	財 産 の 取 得 ・ 処 分 ・ 交 換	損 害 賠 償	市 道 の 認 定 ・ 廃 止	契 約	専 決 処 分 の 承 認	人 事 案 件	そ の 他	報 告	総 合 開 発 計 画	条 例 ・ 規 則	意 見 書 ・ 要 望 決 議	選 挙 ・ 選 任 ・ 辞 任	修 正 動 議	そ の 他		請 願
前年から継続繰越																		2	2
新規付議	37	28	3		2	2		7	7	9	15		1	2				3	116
結 果	可決	37	28		2	2				9			1	2				1	82
	否決																	2	2
	認定等			3				7	7		15								32
撤回・取下げ等																			
翌年へ継続																		2	2

(2) 常任委員会審査案件数

案件	市長提出案件									議会提出案件等				その他		計	
	条 例	予 算	決 算	財 産 の 取 得 ・ 処 分 ・ 交 換	損 害 賠 償	市 道 の 認 定 ・ 廃 止	契 約	専 決 処 分 の 承 認	そ の 他	条 例 ・ 規 則	意 見 書 ・ 要 望 決 議	選 挙 ・ 選 任 ・ 辞 任	修 正 動 議	そ の 他	請 願		陳 情
総務 経 済 常 任 委 員 会	前年から継続繰越																
	新規案件	12	7			1			3	1					1		
	結 果	可決	12	7			1				1						21
		否決														1	1
		認定等								3							3
	撤回・取り下げ等																
翌年へ継続																	
環 境 厚 生 常 任 委 員 会	前年から継続繰越														2	2	
	新規案件	13	11						1						1	26	
	結 果	可決	13	11													24
		否決														1	1
		認定等								1							1
	撤回・取り下げ等																
翌年へ継続														2	2		
教 育 民 生 常 任 委 員 会	前年から継続繰越																
	新規案件	5	5						1	3					1	15	
	結 果	可決	5	5							3					1	14
		否決															
		認定等								1							1
	撤回・取り下げ等																
翌年へ継続																	
都 市 建 設 常 任 委 員 会	前年から継続繰越																
	新規案件	6	5			1	2		2	4						20	
	結 果	可決	6	5			1	2			4						18
		否決															
		認定等								2							2
	撤回・取り下げ等																
翌年へ継続																	

3 議会の運営

- (1) 議会は平塚市議会会議規則に基づき運営している。
- (2) 定例会の会期は通常1か月間程度で、そのうち本会議を6日間、常任委員会を2日間(3月定例会は4日間)開催する。
- (3) 毎定例会の議案質疑と一般質問は、両者を一括し、会派代表制による総括質問としている。また、3月定例会ではあわせて会派代表者による代表質問を行っている。質問時間は、会派の所属議員数に応じた時間配分制を採用している。
- (4) 総括質問の質問方式は、一問一答方式と一括質問一括答弁方式の選択制としている。
- (5) 定例会においては、議案はそれぞれ所管する常任委員会に付託し審査している。
- (6) 臨時会においては、議案は委員会付託を省略し、本会議で審議している。

4 会議録

本会議や委員会などの会議を記録した会議録を作成している。

- (1) 会議録(冊子)
次回定例会までに作成し、全議員、各部、図書館等に配布(発行部数120部)している。
- (2) 会議録検索システム
インターネット上で会議録を閲覧できるシステムを導入している。
収録範囲：平成9年5月臨時会以降の本会議
平成17年3月定例会以降の常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、常任委員協議会、議員全員協議会
運用経過：平成15年5月から、平成9年5月臨時会以降の本会議の会議録を市議会のホームページに掲載。

5 議会傍聴

平成30年中の本会議傍聴者は343人であった。また、委員会の傍聴者は25人であった。

6 請願、陳情

市政に関することなどを市議会に直接要望する方法として、請願や陳情がある。

- (1) 本会議第2日目までに受理した請願は、その会期中に委員会で審査を行う。それ以後に受理したものは、本会議最終日に委員会に付託し、閉会中に継続審査する。平成30年中の受理件数は3件であった。
- (2) 陳情は、その写しを全議員に配付し、取り扱いを議会運営委員会で協議している。また、提出された陳情趣旨に対する措置方法等を市長へ照会しているものもあり、その内容は、陳情者と全議員に報告している。平成30年中の受理件数は18件であった。

第5節 議会広報

1 議会報

議会の活動状況を市民に周知し、議会に対する理解を深めてもらうために、昭和47年10月から「ひらつか議会だより」を発行している。

(1) ひらつか議会だより

編集委員会は、3人以上の会派から1人ずつの委員と正副議長で構成している。

掲載内容は、質疑を中心に議会活動全般にわたり掲載している。また、質問を行った議員本人が質問と答弁をまとめ、発言者の意図が伝わる紙面づくりを目指している。

発行はタブロイド版8ページで年4回とし、1回の発行部数は令和元年5月現在、115,094部である（隔年で5月臨時会号も発行）。

配布はポスティングにより市内全戸に行っている。

(2) 点字版議会だより

目の不自由な方に向けて「ひらつか議会だより」から記事を抜粋し「点字版議会だより」を発行している（B5版平均30ページ・発行部数35部）。

(3) 声の議会だより

目の不自由な方に向けて「ひらつか議会だより」を音声化した「声の議会だより」を発行している（発行部数21部）。

2 ケーブルテレビ中継等

定例会本会議の様子は、ケーブルテレビ（湘南ケーブルネットワーク）、インターネットで放送している。

第6節 議場

1 議場

議事堂は本館8階である。本会議は平成26年9月定例会からこの議場で開催している。

2 議会図書室

地方自治法第100条第19項及び平塚市議会図書室規程に基づき議会図書室を設置し、議員の調査研究活動に役立つ刊行物や資料等を配架している。

(1) 蔵書数 656冊

(2) 資料 雑誌、新聞、行政資料、会議録など

第2章 選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局

平成30年度は、国政選挙及び地方選挙ともに選挙は執行されなかった。
翌年度に執行される統一地方選挙及び参議院選挙に向け、準備を万全に努めた。

1 選挙の状況 なし

2 選挙人名簿

- (1) 永久選挙人名簿登録者数 (H31. 3. 1現在)
- | | | | | | |
|---|----------|---|----------|---|----------|
| 男 | 107,179人 | 女 | 107,819人 | 計 | 214,998人 |
|---|----------|---|----------|---|----------|
- (2) 在外選挙人名簿登録者数 (H31. 3. 1現在)
- | | | | | | |
|---|------|---|-----|---|------|
| 男 | 100人 | 女 | 94人 | 計 | 194人 |
|---|------|---|-----|---|------|
- (3) 神奈川県海区漁業調整委員会委員選挙人名簿登録者数 (H30. 12. 5現在)
- | | | | | | |
|---|-----|---|-----|---|-----|
| 男 | 50人 | 女 | 10人 | 計 | 60人 |
|---|-----|---|-----|---|-----|

3 啓発事業 (平塚市明るい選挙推進協議会と共に事業実施)

- (1) 街頭啓発活動 春秋各1回・選挙時1回実施 参加会員 46人
- (2) 視察研修事業 横浜市青葉区 参加会員 8人
- (3) 作品募集事業 選挙に役立つ標語の募集
- | | | | |
|--------|-------|-----------|---------------------|
| 平成30年度 | 一般の部 | 最優秀賞 | 「選挙権 生かしてつくる 明るい未来」 |
| | | 応募人数 13人 | ・応募総数 33作品 |
| | 中学生の部 | 最優秀賞 | 「託したぞ やっと手にした この権利」 |
| | | 応募人数 339人 | ・応募総数 339作品 |
- (4) 話し合い活動
「市区町村明推協委員研修会の参加報告と発達段階に応じた選挙啓発活動について」
参加会員 12人
- (5) 啓発活動 (成人式) 参加会員 18人

第3章 監査委員

監査委員事務局

1 基本方針、監査基準

監査委員は、地方自治法、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づいて、監査、検査及び審査を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会及び市長等に提出し、公表する。

(1) 基本方針

監査委員は、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、これにより市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期することを、監査の基本方針としている。

(2) 監査基準

監査を実施するに当たり、基本方針を踏まえて監査基準を定め、これにより統一的組織的に監査を実施している。

2 実施した監査

監査等を義務づけられている定期監査、例月現金出納検査、決算審査、財政健全化審査を中心に、一般会計、特別会計、病院事業会計、下水道事業会計において、次の監査等を行った。

(1) 定期監査（地方自治法第199条第4項）

ア 一般会計及び特別会計については、4月から6月及び10月から3月に災害対策課ほか34課を対象として予算の執行及び収入・支出事務並びに財産の管理事務について監査を行った。

イ 市立小・中学校における予算の執行及び収入・支出事務並びに財産の管理事務については、9月から10月に小学校10校、中学校5校の監査を行った。

ウ 公民館における財産の管理事務については、9月から10月に公民館9館の監査を行った。

エ 病院事業会計については、2月から3月に契約事務、有形固定資産の除却・新規取得分の実査等を行った。

オ 下水道事業会計については、2月から3月に収入事務及び契約事務並びに財産の管理事務等について監査を行った。

カ 6月から7月に公有財産のうち不動産の取得、処分等の監査を行った。

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

監査対象部課が所掌する行政事務についてテーマを設定し、12月から3月に「公金における現金の管理について」（会計課ほか80課）を重点監査として実施した。

(3) 財政援助団体等の監査（地方自治法第199条第7項）

市が出資し、補助金、貸付金を支出し、損失補償をする等の財政的援助を与えている団

体の中から、市が出資している3団体、そして、指定管理者制度を導入している施設の中から1課2協定分、指定管理者1団体について監査を行った。

(4) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

一般会計・特別会計の現金出納検査は、現金・預金の確認、領収書、収入諸票を中心として現金の出納に関連する会計管理者所管の証拠書類の提出を求め、検査を行った。

病院事業会計及び下水道事業会計の現金出納検査は、現金の収支に関連する証拠書類の提出を求め、検査を行った。

(5) 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

ア 7月から8月に一般会計・特別会計の決算審査を行った。本市の採用している監査の体系は、定期監査、例月現金出納検査結果が、すべて、この決算審査に集約されるようになっている。これら監査、検査の結果を基に財政分析も併せて行った。

イ 病院事業会計及び下水道事業会計については、財務諸表が事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか否かを主眼に、6月から7月に決算審査を行った。

ウ 3月に一般会計・特別会計、下水道事業会計及び病院事業会計の現金、預金、有価証券の実査を行った。また、一般会計・特別会計及び病院事業会計における新たに取得した重要物品等の実査、棚卸資産の棚卸の立会いを行った。

(6) 財政健全化審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

一般会計・特別会計の決算審査と同時期に、健全化判断比率及び公営企業3事業会計の資金不足比率について審査を行った。

第4章 公平委員会

行政総務課

現在のところ当委員会には提訴事案はないが、他の地方公共団体の人事公平制度事案の状況に留意し、関係法令の研さんのもとより、他の地方公共団体の委員会との連絡を密にし、情報の交換その他により、労働問題の研究、職員団体の動向調査に意を用いている。

平成 17 年度から公平委員会の事務として加わった人事管理に関する職員の苦情の処理については、申出がなかった。

1 委員会の開催及び各種研究会等への参加状況

開催年月日	内 容
30. 4. 26	神奈川県公平委員会連合会通常総会及び委員研究会（厚木市）
30. 5. 2	第1回定例会（人事案件、規則改正及び平成30年度事業計画等について）
30. 5. 14	全国公平委員会連合会関東支部総会及び第1回研究会（栃木県宇都宮市）
30. 6. 1	第2回定例会（登録団体の登録事項変更届等について）
30. 7. 13	全国公平委員会連合会本部研究会（東京都港区）
30. 10. 12	全国公平委員会連合会関東支部第2回研究会（栃木県宇都宮市）
30. 10. 26	全国公平委員会連合会通常総会（東京都港区）
30. 10. 31	神奈川県公平委員会連合会県外視察研修（千葉県市川市）
30. 11. 1	第3回定例会（委員長選挙等について）
30. 11. 21	いわき市公平委員会による訪問研修視察受入れ

2 事務局

- (1) 機構上の位置 総務部行政総務課
- (2) 事務職員の構成 兼務職員6人（平成31年4月1日現在）

第5章 農業委員会

農業委員会事務局

農業委員会は、地方自治法の定めに従い、昭和26年に制定された「農業委員会等に関する法律」に基づいて、市に設置が義務づけられている行政機関で、農業委員と農地利用最適化推進委員で構成される合議体の行政機関である。

第1節 組織と運営

1 組 織

農業委員会は、議会の同意を得て市長が任命した農業委員14人と、農業委員会が委嘱した農地利用最適化推進委員17人の合計31人で構成されている。

2 運 営

農業委員会の意思決定機関として、総会が設置されている。会議は毎月1回定期的に開催しており、農地事務の適正化を図るとともに、農業の主体性を確保し、農業者の立場に立って農地法関係申請、納税猶予、生産緑地及び利用権設定等について、公正かつ厳正に審議を行っている。また、市への要望、市民農園区域を指定する場合の決定及び諮問に対する答申等の定例的案件を行っている。

第2節 農業委員会の事務

1 農地移動について（農地法第3条）

農地移動の状況をみると、許可の件数及び面積は40件49,000.06㎡で、前年度に比べ件数は同じだが、面積は4,263.58㎡の減となっている。

移動理由の内容については、担い手のなくなった農地を引き受けるケースを含む規模拡大が約9割、他は世帯内贈与等である。

区 分	29 年 度		30 年 度	
	件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)
許可	40	53,263.64	40	49,000.06
届出	150	399,475.66	129	388,104.49
計	190	452,739.30	169	437,104.55

2 農地転用について（農地法第4条、5条）

農地転用事由別取扱件数及び面積

区 分	29 年 度		30 年 度	
	件 数	面 積 (㎡)	件 数	面 積 (㎡)
住 宅	176	54,068.96	167	46,971.98
貸住宅	32	16,502.55	4	1,704.00
資材置場等	85	63,794.87	66	57,455.33
事業所等	13	9,296.23	18	23,097.40
そ の 他	165	76,765.88	225	78,687.10
計	471	220,428.49	480	207,915.81

注：表における30年度のうち、市街化区域内の届出によるものが、445件163,546.92㎡（4条届出72件33,999.60㎡、5条届出373件129,547.32㎡）、市街化調整区域内の許可が35件44,368.89㎡（4条許可3件833.00㎡、5条許可32件43,535.89㎡）である。

3 利用権設定等促進事業

この事業は、農用地の確保・保全とともに、規模拡大により経営改善を目指す農業者に対する農用地の利用集積など、有効利用を促進するための方策として、期間を定めて「貸借」を行うもので、これは市・農業委員会の公的機関が仲立ちして農業経営基盤強化促進法に基づく利用権を設定し、契約した期限が到来すると権利関係は必然的に消滅し、また、更新することで新たな権利関係が発生することから、貸し手にとっては安心して継続することができ、借り手も安定した農業経営を図ることができる制度である。

平成30年度利用権設定等促進事業実績表

区 分	利用権設定農用地計			田		畑	
	件数	筆数	面積(m ²)	筆数	面積(m ²)	筆数	面積(m ²)
(新規分)							
賃借権 1年	0	0	0	0	0	0	0
賃借権 2年	2	2	1,508	0	0	2	1,508
賃借権 3年	13	23	22,600	28	18,341	5	4,259
賃借権 5年	17	25	24,618	10	11,764	15	12,854
賃借権 6年	0	0	0	0	0	0	0
賃借権 その他	11	26	30,945	7	9,044	19	21,901
使用貸借権 1年	0	0	0	0	0	0	0
使用貸借権 2年	3	3	7,078	1	978	2	6,100
使用貸借権 3年	19	44	30,556	28	21,373	16	9,183
使用貸借権 5年	5	9	5,616	4	1,762	5	3,854
使用貸借権 6年	2	4	1,528	3	921	1	607
使用貸借権 その他	6	16	15,658	5	3,657	11	12,001
計	78	162	140,107	86	67,840	76	72,267
(更新分)							
賃借権 1年	1	4	2,301	4	2,301	0	0
賃借権 2年	0	0	0	0	0	0	0
賃借権 3年	75	170	126,946	146	109,216	24	17,730
賃借権 5年	7	27	13,843	21	11,439	6	2,404
賃借権 6年	1	1	969	1	969	0	0
賃借権 その他	2	4	5,602	3	3,171	1	2,431
使用貸借権 1年	3	10	8,436	7	5,202	3	3,234
使用貸借権 2年	0	0	0	0	0	0	0
使用貸借権 3年	91	178	128,405	110	84,088	68	44,317
使用貸借権 5年	9	21	14,493	14	10,955	7	3,538
使用貸借権 6年	3	3	2,712	1	383	2	2,329
使用貸借権 その他	1	2	1,763	2	1,763	0	0
計	193	420	305,470	309	229,487	111	75,983
合 計	271	582	445,577	395	297,327	187	148,250

4 遊休農地について

平成21年12月の農地法改正により、全ての農地を対象に毎年1回利用状況調査を行っている。
また、遊休農地の所有者に対して、適正な管理をするよう指導し、利用意向調査も併せて実施している。

	29年度 (平成30年1月1日現在)	30年度 (平成31年1月1日現在)
遊休農地面積 (ha)	16.0	16.7
農地台帳面積 (ha)	1,689	1,707
割合 (%)	0.95	0.98

5 農地台帳の管理

農地及び農業者の基礎資料として農地台帳の充実及び管理に努めている。管理方法については平成20年度に農地台帳の管理を行うシステムを導入、平成26年4月に農地台帳の公表が法律で定められたため、同年度にシステムの更新を行い、平成27年4月からはインターネットを活用した「全国農地ナビ」にて農地情報を閲覧することが可能となり、情報を活用した農地集積、集約化に利用されている。

6 農業者年金事業

農業者年金は昭和46年に創設され、農業者の老後生活の安定を通じて、農業経営の近代化、農地保有の合理化という政策目的を果たしてきたが、高齢化の進展、担い手不足による経営移譲率の低下等により、平成14年から新制度が施行された。農業委員会には加入資格、脱退の確認、高齢経営主の後継者への経営移譲の促進など、年金業務の一部が委託されている。

ア 被保険者数	21人
イ 受給権者	127人
計	148人

7 国有農地管理事務について

戦後の農地改革の際、旧所有者から国が買収した農地で耕作農家への売渡しが不可能な農地は、農林水産大臣が管理権を有し、平成21年の農地法改正により、農地法附則に規定され、都道府県知事にその権限の一部が移譲されている。

国・県・農業委員会の一連した農地行政の中で国有農地管理をしているが、現在において存在する国有農地は大別すると次のとおりである。

ア 農耕貸付地	797㎡
イ 未貸付地	4,297㎡
計	5,094㎡

第6章 固定資産評価審査委員会

納税課

固定資産評価審査委員会は、地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査、決定するために設置されているものである。

1 固定資産評価審査委員会

- (1) 委員の定数（市税条例による） 3人
- (2) 委員の任期 3年。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間
- (3) 委員の選任 委員は、当市の住民、市税の納税義務者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、市議会の同意を得て、市長が選任する。

2 審査委員会に対する審査の申出

- (1) 審査申出のできる事項は、固定資産課税台帳に登録された価格に限られている。
- (2) 審査申出のできる期間は、固定資産の価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までとされている。

3 課税台帳の縦覧、審査の申出の状況

年 度	種 目	縦覧件数	審査申出件数	審査決定件数
平成29年度	土地	8	0	0
	家屋	6	0	0
	償却資産	—	0	0
	計	14	0	0
平成30年度	土地	8	1	1
	家屋	6	0	0
	償却資産	—	0	0
	計	14	1	1